

本学で取得可能な教育職員免許状並びに各種資格 (平成27年度入学生以降適用)

本学にて取得可能な教育職員免許状や各種資格については、下記のとおりです。

【教育職員免許状】

1. 教育職員免許状の授与と教職課程

教育職員として、学校教育に携わろうとする者は、教育職員免許法に基づく教育職員免許状（以下「免許状」と称する）を必要とする。教職課程はこれを取得するのに必要な教育課程によって構成されている。本学を卒業し、所定の基準に従って、この課程を修めた者は教育職員免許状の授与を所轄庁に申請することができる。

2. 本学社会福祉学部において取得できる免許状の種類

本学において教育課程を修め学士の学位を得たことを基礎資格として取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

免許状の種類（平成27年度入学生適用）

学科	免許状の種類	教科（領域）	備考
社会福祉	中学校教諭一種免許状	社会	
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史 公民	
	特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者に関する教育の領域	
デザイン	中学校教諭一種免許状	美術	
	高等学校教諭一種免許状	美術 工芸	
建築	高等学校教諭一種免許状	工業	
経営	中学校教諭一種免許状	社会 保健体育	※保健体育はスポーツマネジメントコースのみ取得可能
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史 商業 保健体育	

3. 教職課程の授業科目構成

免許状を取得するために教職課程として履修すべき授業科目は次のように分類される。

1. 教職に関する科目
2. 教科又は教職に関する科目
3. 教科に関する科目
4. 特別支援教育に関する科目（但し、特別支援学校教諭一種免許状取得の場合のみ）

4. 免許状を取得するために修得すべき最低単位数

中学校教諭、高等学校教諭および特別支援学校教諭の免許状を授与されるのに必要な資格要件は次のとおりである。

(1) 免許法施行規則第66条の6に定める科目として全て修得が必要な単位

免許法施行規則に定める科目区分	単位	左記に対応する 本学の開設科目	卒業要件		備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	憲法		2	共通教育科目
体育	2	スポーツ総合 健康科学	1 2		共通教育科目
外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション		2	共通教育科目
情報機器の操作	2	情報基礎演習Ⅰ 情報基礎演習Ⅱ	1 1		共通教育科目

(2) 各免許の種類別最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	大学における専門科目の最低修得単位数				
		教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	教科に関する科目	特別支援教育に関する科目	計
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	31	8	20	—	59
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	23	16	20	—	59
特別支援学校教諭一種免許状	学士の学位および小学校、中学校、高等学校または幼稚園の免許状を有すること				26	26

<注> 「教科又は教職に関する科目」は、「教職に関する科目」若しくは「教科に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位で代替できる。

5. 教職課程諸経費

教職課程科目を履修するためには、教職課程登録料等（教職課程登録料等は諸手続費用を参照。）を納入しなければならない。所定の教職課程登録票および登録料納付票に登録料を添えて指定窓口に提出する。登録用紙は教職課程登録オリエンテーション時に交付する。

なお、その他費用として、介護等体験対象者は10,000円、教科書等の経費は別途を徴収する。

【国家資格】

●社会福祉学部社会福祉学科

・社会福祉士国家資格受験資格

社会福祉士及び介護福祉士法に定められる指定科目の単位を修得し、卒業した際に得られる。毎年1月下旬に実施される社会福祉士国家試験を受験することができ、合格した際には社会福祉士として社会福祉施設等で利用者の相談・援助業務を担うことができる。

・精神保健福祉士国家資格受験資格

精神保健福祉士法に定められる指定科目の単位を修得し、卒業した際に得られる。毎年1月下旬に実施される精神保健福祉士国家試験を受験することができ、合格した際には精神保健福祉士として精神障害者授産施設等で利用者の社会復帰に関する相談・援助業務を担うことができる。

・保育士資格

1年生においては保育士養成課程に登録した者が所定の科目の単位を修得して卒業した場合に保育士国家資格が得られる。なお、保育士として業務に従事する際には、都道府県知事に対して登録申請が必要となる。

●美術学部建築学科

・建築士受験資格

建築士は、「建築士法」に定められた資格をもって、建物の設計・工事監理を行う建築の専門職です。建築士は、一級、二級、木造の3つの資格にわかれており、建物の規模、用途、構造に応じて、取り扱うことのできる業務範囲が定められています。本学では1・2年生は指定科目を修得し卒業することにより、3・4年生は卒業と同時に二級・木造建築士の受験資格が与えられ、さらに二年の実務経験で一級建築士の受験資格が与えられます。

【任用資格】

任用資格とは、各地方自治体等において、特定の職に任用されるための資格です。任用資格には卒業すると同時に付与される任用資格と所定の科目の単位を修得することで付与される任用資格があり詳細は下記のとおりです。

●社会福祉学部社会福祉学科

<卒業と同時に全員に付与される任用資格>

公務員等として採用され、関連する部門へ配置・任用されることが必要な資格。

・社会福祉主事

地方公共団体等の福祉事務所の職員として任用される要件を満たす者。

・知的障害者福祉司

地方公共団体等の設置する知的障害者施設において、知的障害者の福祉に関する相談を受付けたり日常生活等の指導を行う者。

・児童指導員

児童福祉施設の職員として採用され、関連する部門への配置・任用されることが必要な資格。

●美術学部・経営学部

- ・ **社会福祉主事**

地方公共団体等の福祉事務所の職員として任用される要件を満たす者。

本学在学中に指定科目より、必修科目2科目及び選択科目2科目以上を修得し卒業することで任用資格を取得できる。

【その他各種団体認定資格】

- **社会福祉学部社会福祉学科**

- ・ **認定心理士**

本学社会福祉学部社会福祉学科において所定の科目の単位取得し、社団法人日本心理学会へ申請を行うと得られる資格で、心理学の専門家として職務を遂行するのに必要最小限の標準的基礎学力と技能を有していると認められた者。

- **美術学部デザイン学科・美術学部建築学科**

- ・ **商業施設士補**

本学美術学部において所定の科目の単位取得し、社団法人商業施設技術者・団体連合会が行う講習を受けると得られる資格で、商業施設士補とは本学のような認定校において商業施設に関する知識を習得したことを示し3年次に取得可能。商業施設士補を3年次に取得した際には4年次に商業施設士の試験を受験可能となる。商業施設士とは、商業施設のイメージ構成、空間構成などを企画し、施設の中の販売設備や装飾デザイン、ディスプレイなどを設計し、それらの工事監理を行う者である。

- **経営学部経営学科**

- ・ **スポーツリーダー**

本学経営学部経営学科において、所定の単位取得し卒業時に財団法人日本体育協会へ申請を行うことでスポーツリーダー資格を取得することができる。スポーツに関する基礎知識を生かし、地域におけるスポーツグループやサークルのリーダーとして指導・運営を行う。

また、同協会の「競技別指導者資格」、「フィットネス系資格」取得のために同協会が実施する「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の受講が免除される。